平成２４年（フ）第４１１号
山梨県南アルプス市落合1668番地４
債務者　石田　慶樹
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１６号
山梨県甲府市白井町1394番地１　ヴエルシュールナカミチ２Ａ、住民票上の住所山梨県甲府市右左口町225番地
債務者　小林　和晴
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１７号
山梨県中巨摩郡昭和町河西625番地５　スペーシア中込103号
債務者　小池慎太郎
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１８号
山梨県山梨市上神内川1408番地１　リバーシティーⅠ301号
債務者　上條　典雄
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
長野市三輪５丁目５番0503号　柳町団地５号棟、申立時の住所長野市三輪９丁目12番７―302号　ピュア本郷302
債務者　松尾　麻美
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
長野県松本市県２丁目13番５号
債務者　下平　深雪
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２４５号
長野県塩尻市大字広丘高出1486番地537　藤森住宅６号室
債務者　村中　明弘
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２４６号
長野県塩尻市大字広丘高出1486番地537　藤森住宅６号室
債務者　村中　葉月（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１２０７号
京都市山科区御陵鳥ノ向町６番地２　ロイヤルハイツ日向305号室
債務者　藤見　隆之
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１６号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字永福寺20番地１
債務者　髙力　京子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４９号
京都府宇治市小倉町南堀池102番地の７
債務者　湯浅千鶴子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６０号
京都市左京区鞍馬二ノ瀬町136番地
債務者　モチは餅屋こと　木村　正考
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７８号
京都府向日市向日町北山74番地　向日台第９棟304号
債務者　山田　香織
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８２号
京都市東山区福稲高原町５番地　エスポワール鴨川601号
債務者　梅景　成彦
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４１号
京都市伏見区石田桜木３番地　都市再生機構醍醐石田団地６―909
債務者　桂　久美子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４６号
京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町569番地まつやハイツ103号
債務者　山﨑　俊也
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４６２号
京都府木津川市木津宮ノ内８番地６
債務者　宗次　一弘
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係